

アフリカ知的財産ニュースレター 2016年3月号 (Vol.9)

アフリカにおける知的財産： ウガンダ、モザンビーク、ガーナにおける有望な展開

本号のニュースレターでは、アフリカ3か国における知的財産情勢の展開について説明する。ウガンダでは新たな知的財産法が施行され、モザンビークでは新たな知的財産法の法案が採択され、ガーナでは知的財産に関する政策文書が公表された。これらの展開はすべて前向きなものであり、アフリカが知的財産を真剣に捉え、その保護が改善されていることを示している。

<ウガンダ> (新たな知的財産法の施行)

2014年産業財産法（以下「産業財産法」という。）は、その施行規則が全く採択されていないという事実はあるものの、有効な現行法であって現在適用されているものである。同法は知的財産の4つの分野を規定しており、各分野における重要な点は以下のとおりである。

(1) 特許

特許協力条約 (PCT)

PCTに基づく国際出願および国内移行は認められている。

適用除外

特許性の適用が除外される主題は以下のとおりである。

- 天然物質（精製、合成その他いかなる方法によるかを問わず自然界から単離された物質）。ただし、これら天然物質を本来の環境から単離する方法は特許性を有する。
- 人体および人体のすべての要素の全部又は一部。
- 医薬品および治験データ——これらは2033年まで、又は世界貿易機関（WTO）の下で「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS）の管理を担当する理事会がウガンダ又は後発開発途上国に与えたそれ以後の期限まで、特許保護の対象から除外される。

生物資源

ウガンダ国内で採集された遺伝資源又は生物資源ならびに伝統的知識（前記の資源に関係するか否かを問わない）が、それらを創出した個人又は団体から事前にインフォームドコンセントを得ることなく、特許請求された発明の実施に直接間接に使用される場合、当該資源の原産地および当該知識の出所を明確に特定する情報が、発明の記述に含まれていなければならない。

保護期間

現在、特許の有効期間は出願日から20年間であり、特許期間の延長は認められない。

(2) 実用新案

要件

新規性および産業利用性を有する小発明については、実用新案に対する保護が適用される。

出願の変更

特許出願の許可又は拒絶が決定される前であれば、任意の時点で特許出願を实用新型出願に変更することができる。实用新型出願を特許出願に変更することもできる。

保護期間

实用新型の有効期間は、権利が付与された日から10年とされる。

(3) 意匠**国内での意匠保護**

国内での意匠保護は現在提供されており、英国で登録された意匠が自動的にウガンダにも適用されるという制度は廃止されている。英国で登録された意匠の登録上の権利者のうち、産業財産法が施行される直前までウガンダにおいて権利および特権を享有していた者は、英国における登録が消滅するまでそれらの特権を引き続き享受することになっている。

定義

意匠とは、実用品の装飾的ないし美的な側面のことであり、商品の形状又は表面又は模様、線、色などの特徴から構成される。

複数意匠一括出願

1件の意匠出願によって国際分類の下で同一の類に属する複数の意匠を出願することや、複数の物品から成る同一の組物又は構成を出願することは可能である。

保護期間

意匠登録が存続する期間は5年間であるが、1回につき5年ずつの期間延長が2回可能である。

(4) テクノベーション (Technovation)

テクノベーションとは、ウガンダ国内の企業の従業員が、産業技術の分野において、当該企業が使用するために提案した、特定の問題に対する解決方法であって、当該企業の活動に関係しているが、提案がなされた時点では当該企業によって使用されておらず、その使用が積極的に検討されていなかったものをいう。

<モザンビーク> (新たな知的財産法の承認)

新たな「モザンビーク産業財産法」(以下「新法」という。)は2015年12月1日に承認され、2016年3月31日付で施行が予定されている。この新法は、「2006年産業財産法」に代わるものとなる。

旧法と新法の違いは主として手続的な性質のものであり、期間の変更、一定の条項の文言の修正および明確化に関係している。しかし、より実体的な改正も相当数見受けられる。行政裁判所の判決言い渡しの遅滞に関わる点など、新法で扱われていない点もある。拒絶理由通知や暫定拒絶に対する応答期限が延長不可という点についても、そのままである。

重要な改正点は以下のとおりである。

(1) あらゆる形態の知的財産の登録に適用される行政手続**出願の確認**

未提出の文書(委任状など)の提出期限と、請求に応じて産業財産庁(IPI)に情報を提供する場合は、15日から30日に延長された。

上訴

IPI 事務局長の決定に不服がある場合の上訴期限は、旧法では当該決定の通知から 60 日とされていたが、新法により 30 日に短縮された。IPI 事務局長の決定を不服とする産業大臣への上訴に関する規定も存在するが、新法の第 20 条の規定によれば、大臣への上訴提起によって行政裁判所に対する「司法上訴」の手続が一時停止されることはない。

(2) 特許

暫定拒絶

新法の第 70 条は、IPI 事務局長による特許出願の暫定拒絶について定めている。このような暫定拒絶の通知には拒絶理由が示され、暫定拒絶が決定された日から 5 日以内に出願人宛に通知が発行されることになる。出願人は、30 日以内にこの通知に対し応答しなければならない。出願人からの応答がない場合、その拒絶決定は最終的なものとなる。

(3) 実用新案

暫定拒絶

新法第 100 条は実用新案の暫定拒絶について定めた規定であり、その内容は特許の場合と同様である。

異議申立

新法には、実用新案権の付与に対する異議申立について定めた規定が存在する。

(4) 意匠

異議申立

意匠に関わる異議申立手続は、新法によって以前より明確になっている。第 113 条は、特定の意匠権の付与によって自らが損害を被ると考える者は誰でも、当該意匠出願に対し異議を申し立てる権利を有すると規定している。異議申立は、「産業財産公報」によって権利付与が公告された日から 30 日以内に提起されなければならない。この期限は、30 日を超えない範囲で 1 度だけ延長することが可能である。

IPI は異議申立書のコピーを出願人に送付し、出願人は 30 日の期限（当該期限はさらに 30 日延長可能）内に異議申立に対し応答しなければならない。その後で IPI 事務局長が異議申立について決定を下し、その決定を利害関係者に通知する。出願人が応答を行わない場合、当該出願は放棄されたものとして処理される。

暫定拒絶

新法第 115 条は、IPI 事務局長による意匠出願の暫定拒絶について定めている。このような暫定拒絶の通知には拒絶理由が示され、暫定拒絶が決定された日から 5 日以内に出願人宛に通知が発行されることになる。出願人は、30 日以内にこの通知に対し応答しなければならない。出願人からの応答がない場合、その拒絶決定は最終的なものとなる。

(5) 商標

類似商品

新法第 121 条 (i) は、商標出願が先行権利と抵触するか否かを判断するための出願審査が新法施行後に行われる場合、審査の及ぶ範囲は同一の商品又はサービスにとどまらず、関連又は類似の商品およびサービスも審査の対象となる旨を規定している。

異議申立の期限

異議申立の期限は、旧法では公告日から 60 日とされていたが、新法によって 30 日に短縮された。ただし、60 日間の延長が認められることになっている。

使用意思の宣言書 (DIU)

新法施行後、商標を使用する意思を示す宣言書 (DIU) は、すべての商品又はサービスを対象とするものでなくとも可とされる。さらに、新法第 162 条 (3) は、DIU に関する規定は国際登録に適用されること、DIU の提出期限は国際登録日から起算されることを明らかにしている。国際登録日とは、WIPO 国際事務局が当局のデータベースに国際登録を記録した日をいう。つまり、国際登録の当初の出願日から起算して 5 年ごとに DIU を提出しなければならないということだ。過去の判例によれば、この提出日はモザンビークが指定国とされた日から起算されていた。

(6) その他

企業名

新法は、「登録施設名 (Names of Establishment)」と称される事業者名の登録について規定している。

公報

IPI の公報は、従来の隔月ではなく、毎月発行されることになる。

<ガーナ> (新たな知的財産政策文書)

ガーナは、「知的財産に関する国家政策および戦略」(National Intellectual Property Policy and Strategy; NIPPS) と題された知的財産政策文書を発表した。この文書はスイス政府の支援を得て作成されたもので、趣意書と行動計画の両面を持っている。

この文書のイントロダクションでは、当局が 21 世紀における知的財産について洞察を得ていることを示唆している。この文書によれば、「知識集約型産業は経済の駆動力となりつつある (knowledge-based industries are becoming the drivers of economies)」という記述がある。また、ガーナの知的財産制度を「ガーナの国際的な責務と国際的な最良慣行に合致させる (in line with its international commitments and international best practices)」ことが政策目標であると同文書で示している。

(1) 課題

この文書は、対処する必要がある戦略的課題として 9 項目を掲げ、これらの課題に取り組む方法に関する提言を示し、医薬・文化・産業・科学・技術・革新等に関する各論的な政策にとどまらず、総合的な開発計画を含む様々な国家計画と IP 戦略をリンクさせるという貴重な機会をガーナは手にしている旨指摘している。

この文書に示された課題とその対策は以下のとおりである。

法的枠組みの脆弱性

知的財産権に関するガーナの法的枠組みの脆弱性について本文書は示している。ガーナは自国の法を見直し、発展させ、国際条約に加入する必要があるとも述べている。集積回路の回路配置、不正競争行為、植物品種、伝統的知識および遺伝資源といった問題が特に言及されている。植物の新品種の保護に関する国際条約に基づく国際同盟 (UPOV) および植物品種に関する ARIPO のアルーシャ議定書への加入についても論じている。

組織的枠組みの脆弱性

知的財産権の運用と管理に関するガーナの組織的枠組みの脆弱性について本文書は示している。この問題に対処するには様々な方法があり、例えば、自律的な国家知的財産庁を設立してもよいし、より良い人材の確保や自動化といった方法もある旨指摘している。実体審査の問題も検討されることも示している。

低水準の創造性

ガーナにおける創造性やイノベーションの水準は低く、この問題に対処するには、大学、研究機関および産業界において創造性とイノベーションを奨励し、知的財産の活用を促すことを、本文書は示している。クリエイティブ産業のための国家センターの構想も指摘している。

知的財産の創造および商業化の水準の低さ

ガーナにおいては、知的財産の創造および商業化の水準は低く、この問題については、知的財産の商業化がもたらす恩恵についてガーナ国民を教育することによって対処することになる旨、本文書は示している。この教育は、まず知的財産庁の情報部門を通じて、その後は各地の大学における技術移転局の設立を通じて行われることになる点も、本文書で示している。

権利執行の不活発性

ガーナにおける知的財産権の執行は不活発であり、この問題への対策は、知的財産権の執行に関する法を強化し、関係当局の職員の質を向上させることである旨、本文書は示している。

知的財産に関する専門家の劣後性

知的財産専門家がガーナには十分には存在せず、この問題への対策は、専門職の規制および正規化を行い、資格証明制度の存在を確保することにある旨、本文書は示している。

公衆の意識水準の低さ

ガーナにおいては、知的財産権に関する公衆の意識水準が低く、この問題への対処は、知的財産文化の振興を目的とした公衆の意識向上プログラムによることになるであろうという点を、本文書は示している。

知的財産サービス産業の貧弱さ

ガーナにおける知的財産サービス産業は貧弱であり、この問題への対策には、権利料徴収・管理団体の創設、知的財産に関わる利害関係者の協会の設立などが含まれている旨、本文書は示している。

知的財産研究の不十分さ

知的財産関連の問題に関する研究が不十分であり、将来的には、研究の推進が図られることになるであろうという点を、本文書は示している。具体的な例として挙げられているのは、マドリッド協定議定書が経済に及ぼす影響に関する研究である。

(2) 実施

政策の実施は様々な組織の責任であるが、その活動は閣僚によって監督されることになることを、本文書は示している。実施予定時期は 2016 年から 2020 年までとされている。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター2016年3月号 (Vol.9)

[著者]

Spoor & Fisher

Wayne Meiring

spoor • fisher

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2016年3月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、特許庁委託事業により、**Spoor & Fisher** が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO デュッセルドルフ事務所が内容のチェックと修正を施したものです。また、2016年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。